

## 議 事 録

## 1 会議名称

第11回滝沢市都市計画審議会

## 2 開催日時

令和3年8月25日（水） 14時00分から16時15分まで

## 3 開催場所

滝沢市役所2階大会議室

## 4 会議を構成する者の現在総数及び出席数

(1) 会議を構成する者の現在総数 13名

(2) 委員出席者 13名

委員 遠藤 秀鬼

委員 相原 孝彦 (議事録署名人)

委員 山谷 仁

委員 角掛 邦彦

委員 大森 泰英

委員 平賀 雅之

委員 藤村与志夫

委員 小苺米基弘

委員 宇佐美誠史 (会長)

委員 大森 典子 (副会長)

委員 高橋 正博

委員 下田 富幸

委員 上野 幸子 (議事録署名人)

## 5 事務局出席者

滝沢市長 主濱 了 (挨拶のみ)

都市整備部長 齊藤 和博

都市政策課長 近藤 整 (※)

総括主査 佐藤 志貴 (※)

主査 吉田 拓矢

主任 釜石 有里佳 (※)

技師 小野寺 優奈 (※)

道路課 技師 下島野 侑花

技師 田村 大

(※新型コロナウイルス感染症対策のため、別室からリモート出席)

6 傍聴人 0名

7 内容

■事前説明

- ・【岩手県決定】盛岡広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
- ・【岩手県決定】盛岡広域都市計画区域区分の変更（第8回定期見直し）について
- ・【滝沢市決定】区域区分の変更に伴う都市計画決定案件について
  - 鵜飼Ⅱ地区〔用途地域、特別用途地区、下水道〕
  - 土沢地区〔用途地域、地区計画、下水道〕
  - 下鵜飼地区〔用途地域、地区計画、下水道〕
  - 鵜飼御庭田地区〔用途地域、地区計画、下水道〕
- ・【滝沢市決定】その他の都市計画決定案件について
  - 牧野林地区〔用途地域、地区計画〕
- ・【岩手県及び滝沢市決定】盛岡広域都市計画都市施設（道路）の変更について

■議案審議

- 議案第1号 盛岡広域都市計画地区計画（巢子駅地区）の変更案について
- 議案第2号 盛岡広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に対する市の意見について
- 議案第3号 盛岡広域都市計画区域区分の変更案に対する市の意見について
- 議案第4号 盛岡広域都市計画都市施設（道路）の変更案に対する市の意見について

8 会議資料

- (1) 次第
- (2) 滝沢都市計画審議会委員名簿
- (3) 座席表
- (4) 議案書第1号～第4号
- (5) 資料1～11及びスケジュール
- (6) 都市計画法条文（抜粋）
- (7) 滝沢市都市計画審議会条例
- (8) 滝沢市都市計画審議会運営要領

9 会議状況

- (1) 開会

事務局員

ただいまから第11回滝沢市都市計画審議会を開催します。

本日の審議会は、委員13名中13名の御出席をいただいています。

よって、滝沢市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、委員の半数以上が出席しておりますので、本日の審議会が成立することを御報告します。

(2) 市長挨拶

主濱市長

滝沢市長の主濱了であります。

第11回滝沢市都市計画審議会の開催にあたりまして、挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、日頃から本市の市政運営に御協力をいただき、また、本日は御多忙のところ、本会議に御出席賜り誠にありがとうございます。心から御礼を申し上げます。

ただいま司会をしております担当部長の方からお話がありましたが、本日、本審議会の担当者の一人が、県央保健所の指示によりPCR検査を受けることとなりました。他にも接触の可能性がありますので、感染防止に万全を期すため、リモートを活用した審議会といたしました。御容赦いただきます。

岩手県は、新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言を発出しております。当面不要不急の外出を自粛し、改めて、手洗い、マスクの着用、密閉・密集・密接を避けるなどの基本的な感染症対策を徹底するよう市民に呼び掛けているところであります。

さて、本市では中心機能強化のため、市役所前の中心拠点の整備を進めているところであります。

今般、民間開発の熟度が高まり、さらには関係機関との事前調整が整ったことから、当該地区を新たに市街化区域に編入する手続きを都市計画決定権者であります岩手県が開始したところであります。

本日は、その内容と関連する都市計画の手続き等につきまして御審議をお願いしております。皆様から様々な角度からの御意見をいただきたいと思いますと思っております。

結びに、委員の皆様には、滝沢市の更なる躍進を目指すために、活発な御審議をお願いいたしますとともに、皆様お一人お一人の御健康と更なる御活躍をお祈り申し上げまして、挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

<市長退席>

(3) 委員紹介

事務局員

名簿順に紹介。

(4) 会長選挙及び副会長の指名

事務局員

次第4の会長選挙を行います。

都市計画審議会条例第4条第1項に基づき、会長は第2条第2項第2号委員、いわゆる学識経験者の委員の中から選出されることとなります。

第2号委員の6名の皆様で、立候補される方はいらっしゃいますか。

<立候補なし>

立候補はないようですので、選出についていかがいたしますか。

委員

<事務局一任>

事務局員

事務局一任という声がございましたが、よろしいでしょうか。

委員

<異議なし>

事務局員

事務局から会長案を提案願います。

事務局員

「岩手県立大学の宇佐美誠史委員」を会長とする案を提案します。

事務局員

事務局より宇佐美委員という案が提案されましたがいかがですか。

委員

<異議なし>

事務局員

委員の皆様の拍手をもって承認とします。

<拍手>

ありがとうございます。

滝沢市都市計画審議会の会長として選出されました宇佐美会長、よろしく願いします。宇佐美会長から一言御挨拶をお願いします。

会長

県立大の宇佐美です。

滝沢市になって、市の中心部についてはずっと言われてきました。ビッグルーフができたことで、ある程度人が集まるような場所にはなってきましたが、やっと民間開発の機運が高まったため、さらに中心機能をもっていけるように、コロナ禍ではありますがまちづくりに関することはしっかり進めていきたいと思えます。

これまで同様しっかり会長として務めさせていただきますので、よろしく願いします。

事務局員

副会長の指名を行います。宇佐美会長、副会長の指名をお願いします。

会 長

副会長には、「大森典子」委員を指名します。

事務局員

宇佐美会長より大森典子委員が指名されました。

委員の皆様の拍手をもって承認とします。

<拍手>

ありがとうございます。

大森委員よろしくをお願いします。

以上で会長選挙及び副会長の指名を終わります。

■公開決定

事務局員

当審議会の公開又は非公開の決定については、滝沢市都市計画審議会運営要領第4第2項に基づき、委員からの意見を聴き会長が決定するものとしています。

本日の案件が、公開に適する案件かについて、始めに事務局から案を説明します。

事務局員

今回の次第6の事前説明については、すべて公開とします。

また、次第7の議案審議のうち、議案第2号、第3号、第4号については、岩手県決定の案件ですが、すでに県による素案の公表も行われているため、同じく公開とします。

会 長

事務局からの案について御意見等がありますか。

委 員

<異議なし>

会 長

事務局案のとおりすべて公開とします。

(5) 都市計画の概要説明

事務局員

次第の5、「都市計画の概要」について事務局より説明願います。

## 事務局員

資料1の1ページを御覧ください。

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は岩手県で定める「盛岡広域都市計画区域マスタープラン」です。「市町村の都市計画に関する基本的な方針」は「滝沢市都市計画マスタープラン」です。これらの計画に基づき、都市計画の内容を大きく3つに分けています。1つ目は、市街化区域、市街化調整区域、用途地域、また大規模な災害等で被災した区域に早期に復興を図るための、土地利用に係るもの、2つ目は、道路、公園、下水道など都市施設に係るもの、3つ目は、土地区画整備事業、市街地再開発事業等、市街地開発事業に係るものです。さらに、地区レベルのまちづくりの計画を定める地区計画があり、以上をもって都市の健全な発展と秩序ある整備を進めています。

この図の中で、黄色の部分は、現在滝沢市で決定している都市計画の内容です。赤枠で示している部分が、本日議案または事前説明で説明する内容です。

2ページ目を御覧ください。これは、用途地域による建築物の用途制限の概要です。用途地域は、土地利用上の区分を行い、建築物の用途、密度、形態等に関する制限を設定するものです。第一種低層住居専用地域から田園住居地域までが住居系の用途地域で8種類あります。また、近隣商業地域、商業地域が商業系として2種類、工業系として、準工業地域、工業地域、工業専用地域と3種類、計13種類の用途地域が定められています。また左側に、店舗等、事務所等とありますが、これは各用途地域における建築の制限を決めているものです。例えば、第一種低層住居専用地域の欄は店舗等、事務所等はバツになっているので、第一種低層住居専用地域には、店舗等、事務所等は建てられないということになります。

3ページを御覧ください。これは、盛岡広域都市計画図です。次のページの滝沢市の都市計画と併せて説明します。滝沢市の都市計画の1ページ目を御覧ください。

都市計画区域は、自然的・社会的条件、人口及び土地利用などの現況や推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域で、岩手県が指定します。滝沢市は、昭和45年に旧都南村を含む盛岡市、矢巾町と一体となった盛岡広域都市計画区域に指定され、その後、平成2年に滝沢市の一部と旧玉山村を拡大し、現在の盛岡広域都市計画区域となりました。この区域の面積は、6,470haです。

図面を御覧いただくと、都市計画区域外、都市計画区域内と記載しています。紫色のラインの左側が都市計画区域外、右側が都市計画区域です。

区域区分は、都市計画区域の中で何も規制がなく住宅等乱開発をすると、ライフライン等のインフラ整備や自然破壊など様々な弊害が出るため、建物が建てられるところと建てられないところを区分するものです。計画的な市街化形成を図るために、昭和45年の都市計画区域の指定とともに、市街化区域と市街化調整区域を設定しています。市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先かつ計画的に市街地を図るべき区域として、道路、公園、下水道等の整備を積極的に推進しています。また、市街化調整区域は、市街化を抑制し農地や自然環境の保全等に努める区域です。令和2年3月現在、市街化区域の面積は712ha、市街化調整区域の面積は5,758haです。区域区分の当初決定は、昭和45年10月1日に行っており、おおむね5年ごとに定期見直しを行

っています。第7回定期見直しは平成27年度に行っており、今回県で第8回定期見直しを行います。

用途地域は、地域の土地利用に応じて、建築物の用途、建蔽率、容積率、高さなどを規制し、適正な機能と良好な環境を有する健全な市街地の形成を図るための制度です。建蔽率は、敷地面積に対する建築面積の割合、容積率は、敷地面積に対する延床面積の割合です。延床面積は、2階建てであれば1階と2階の床の面積の合計です。このように建物の制限がされている制度で先ほどの説明のとおり13種類あります。滝沢市は、13種類のうち、住居系と工業系のみ計7種類指定しています。図面を御覧いただくと、都市計画区域の中で色が塗られているところが市街化区域で、さらにその中に用途地域を定めています。緑系、黄色系が住居系、ピンク、赤系が商業系、青、紫系が工業系の用途です。

滝沢市都市計画マスタープランについては、都市の将来像や整備方針を明確化し、行政と住民がそれらを共有しながら実現していくことを目的とし、市町村の都市計画に関する基本的な方針として、平成16年3月に当時滝沢村として策定しました。その後社会情勢の変化等に伴い、平成27年3月に滝沢市都市計画マスタープランとして改訂しています。将来人口は、令和15年に57,000人を目標とし、都市づくりの目標、都市づくりの基本方針等を定めています。

都市計画では、将来のまちづくりを考え、都市の骨組みを形成するものを都市施設として位置付けています。滝沢市は、道路、公園、下水道、汚物処理場と4つの都市施設を定めています。他には、河川、学校、病院、市場等を定める場合があります。都市施設の道路は、都市計画道路と言われ、最も基本的な都市施設として我々の生活基盤の整備や生活環境の改善に大きな役割を果たしているものです。滝沢市の都市計画道路は、幹線街路を21路線、区画街路を5路線指定しています。路線の前に番号は、一番左の3番、7番は、幹線街路、区画街路、その他自動車専用道路等、道路の区分で番号が分かれています。真ん中の番号は、道路の幅員によって決まり、1番が一番広い道路です。最後の番号は一連の番号です。

滝沢市の都市施設の公園は、滝沢総合公園のみを指定しています。面積は約19haです。

下水道は、滝沢市では市街化区域内の生活環境改善、公共用水域の水質保全、雨水排除などを目的として、市街化区域全域を排水区域とて、下水道の整備を計画的に進めています。公共下水道の平成29年度の整備実績は、事業計画面積が830ha、整備累計面積が757haです。この中には市街化区域以外の面積が含まれているため、面積が大きくなっていますが、市街化区域の712haのうち90%以上が下水道整備されています。

汚物処理場は、し尿や浄化槽の汚泥を処理する施設で都市施設として必要な施設です。滝沢市では、盛岡地区衛生処理組合滝沢処理センターを都市施設として指定しており、住所は滝沢市の巢子及び大崎、面積は約14,300㎡です。

地区計画は、一体として整備及び保全を図る必要がある地区について、地区内の道路や公園等の配置・建築などに関して高さや意匠の制限など必要なルールを定め、その地区の特性にふさわしい良好な環境のまちづくりを行うための計画です。滝沢市は、16地区について定めております。地区計画は、建物の制限、道路、公園などの都市施設について計画しており、道路計画は開発行為等によって整備されることを想定して計画しています。

市街地開発事業については、土地区画整理事業があります。土地区画整理事業は、都市の基盤を整備する代表的な手法となっており、道路、公園などの公共施設の整備改善や、宅地利用の増進を図るために、地域に住む人たちから公平に土地を出し合ってもらい、土地の区画形質の変更や公共施設の新設または変更を行う事業です。滝沢市は、これまで5地区の区画整理事業を行っており、事業は平成27年度にすべて完了しています。滝沢村時代に、村で行った区画整理が笹森西地区と大釜地区です。耳取地区、室小路地区、狐洞地区は、土地区画整理組合という民間で整備した事業です。

以上で都市計画の概要について、説明を終わります。

#### 事務局員

ただいまの説明に対して御質問等ありますか。

<質疑なし>

「都市計画の概要説明」について終わります。

次第の6、事前説明に入ります。条例第4条第3項により審議会の会長が議長となりますので、宇佐美会長をお願いします。

#### (6) 事前説明

#### 会 長

審議に先立ち、議事録署名人を指名します。

本日の会議の議事録署名人には、「相原孝彦」委員と「上野幸子」委員を指名します。よろしくをお願いします。

次第の6、事前説明に入ります。

内容の関連性から、(1)と(2)、また(3)と(4)について、それぞれ一括で説明していただきます。

まず(1)「盛岡広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」と、(2)「盛岡広域都市計画区域区分の変更(第8回定期見直し)について」、事務局から説明をお願いします。

#### 事務局員

(1)と(2)については、都市計画決定権者である岩手県が都市計画の変更を行うものですが、滝沢市に関わる事項であることから、都市計画法に基づき、今後岩手県から意見照会がくる予定となっています。本日議案審議として、その回答案を審議いただくことから、事前にその内容について説明するものです。

資料2を御覧ください。まず資料の修正があります。資料2の1ページ、「盛岡広域都市計画マスタープラン」とありますが、こちら「計画」と「マスタープラン」の間に「区域」と追加をお願いします。

盛岡広域都市計画区域マスタープランは、盛岡広域都市計画区域の都市計画の目標、決

定方針、将来像などまちづくりの方針を岩手県が定めるものです。本方針について、都市計画法の規定により、都市計画基礎調査という、人口規模、市街地の面積、土地利用、交通量などに関する現況及び将来の見通しについての調査を、平成27年、28年に県が実施したことから、その内容を踏まえ、目標年次について変更するとともに、将来の人口や産業の規模等を反映し変更するものです。

2ページからが盛岡広域都市計画区域マスタープランの新旧対照表です。主な変更内容と滝沢市に関係する部分を説明します。

3ページのI、都市計画の目標の中のI-2、基準年及び目標年次は、基礎調査を実施したため、基準年を平成22年から平成27年に変更します。将来都市像の目標年次も、平成47年（令和17年）から5年後の令和22年に、市街化区域のうち、10年以内に市街化を図るべき区域については、平成37年（令和7年）から5年後の令和12年に設定するものです。

4ページ、I-4、都市づくりの基本理念について、「豊富な自然環境に恵まれ、歴史と文化の香りに満ちた、東北の拠点都市」として、いわて県民計画等の計画に合わせ、従前の「北東北」から「東北」に変えています。また、I-5、都市計画区域の基本方針について、盛岡広域都市計画区域の基本方針ですが、3つ掲げています。1つ目が、「利便性と安全性が確保されたコンパクトな都市づくり」、2つ目が「交流・連携が活発で活力ある産業が展開される都市づくり」、3つ目が「環境と共生する都市づくり」です。

II-3、区域区分の方針は、基準年と目標年次の変更に伴い、1) 将来のおおむねの人口規模、2) 将来のおおむねの産業規模、3) 市街化区域のおおむねの規模について変更しています。3) について、滝沢市の5年後の市街化区域の面積として、726haと規模を設定しています。

III-1、土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針、1) 主要用途の配置方針、①商業地・業務地の点の上から4つ目に、「青山・上堂地区周辺、前潟地区周辺、津志田地区周辺、滝沢市役所周辺及び矢幅駅周辺においては、中心商業・業務拠点を補完し、地域における商業サービスの提供に重要な役割を果たしている地区として、都心周辺地区の商業拠点に位置付けます。」とあり、ここで新たに滝沢市役所周辺が設定されています。市役所前の市街化区域に商業地を編入することに関連して、今回位置付けたものです。

17ページの盛岡広域都市計画区域の将来像図について、滝沢市役所周辺が以前は業務拠点と設定されていましたが、今回商業拠点に変更となり赤い丸で設定されています。また、この後に都市計画道路の件で説明しますが、国道4号盛岡南道路が今回新しい将来像の中に位置付けられています。

資料3を御覧ください。岩手県決定の盛岡広域都市計画区域区分の変更、第8回定期見直しについて説明します。2ページのチラシは、岩手県で、盛岡市、滝沢市、矢巾町の盛岡広域に全戸配布しているもので、今回の第8回定期見直しで、市街化区域に入れる部分、市街化調整区域に入れる部分の位置図です。第8回定期見直しは、平成27年、28年に実施した都市計画基礎調査で、人口、産業、建築及び土地利用の動向等について調査した結果、都市の健全な発達と秩序ある整備を進めるため、現市街化区域に隣接し、市街化区域と一体的な土地利用がなされている区域について、農業上の土地利用及び環境保全

に留意しつつ、今後も適切な都市的土地利用を図る地区として市街化区域に編入するものです。また併せて、区域区分の境界線に設定している地形地物の変更等に伴う微修正を行うものです。

(1) 市街化調整区域から市街化区域に変更する土地の区域について、盛岡広域で9か所あります。滝沢市は滝-1と滝A、滝Cの3か所です。(2) 市街化区域から市街化調整区域に変更する土地の区域については、滝沢市は滝B、滝Cの2か所で、滝Cは重複しているため、今回4か所の地区について区域区分の変更を行います。

滝-1の鵜飼Ⅱ地区について、4ページの航空写真を御覧ください。赤枠の部分が今回編入する地区、赤くハッチングしているところが現在の市街化区域、何も色を塗っていないところが現在の市街化調整区域です。住所は、鵜飼迫、鵜飼向新田及び鵜飼先古川となっており、市役所に近接する当該地区を、第1次滝沢市総合計画及び都市計画マスタープランにおいて「中心拠点」として位置付けており、商業・業務、行政、医療、社会福祉、教育の各機能の向上を図る計画としています。今般、市が定めた中心拠点コンセプトに基づき民間開発により商業施設の開発計画が進められ、地権者の同意も得られたことから、開発整備の確実性が見込まれることとなり、当該地区を市街化調整区域から市街化区域へ編入するものです。

中心拠点地域コンセプトについて御説明します。5ページを御覧ください。まず都市計画区域マスタープラン、総合計画、市都市計画マスタープランにおいて、本中心拠点が位置付けられています。また中心拠点のコンセプトを定めるために平成27年に住民アンケートを行っています。市民1,200人に郵送し、回収が493人、回収率41%ありました。結果は、色別で年代ごとになっており、左側から若い順で20代、1番右側が70代以上です。アンケートの結果、多かったのが、小売店、飲食店、医療施設、健康増進施設です。また、子育て支援施設は30代の子育て世代で多い結果になりました。

このアンケート結果より、買い物、飲食、医療、健康増進、子育て支援という大きく5つが滝沢市の中心を担う拠点として必要な機能となり、これを基に中心拠点地域コンセプトを「“結のまち”滝沢 中心拠点を核に滝沢への人の流れを創り、滝沢の風土を築き続けるまちづくり活動の拠点」としました。今後強化する機能として、「食」は飲食機能、「健」は健康促進・医療機能、「買」は買い物機能、「育」は子育て支援ということで、この4つの柱を軸に民間開発が進められる予定です。

6ページを御覧ください。こちらは土沢地区で、滝沢ふるさと交流館の南側、ビッグハウス国分店の北西側になります。現在の市街化区域のラインは、元々水路があったため水路用地に合わせて設定していましたが、隣接する市兵衛川の改修に伴い、この水路がなくなったため、土地利用に合わせて市街化区域を拡大するという微修正になります。面積は0.03haです。

7ページを御覧ください。こちらは下鵜飼地区で、ビッグループの南側の0.03haです。平成24年度に当時ビッグループの整備予定地として市街化区域に編入しましたが、ビッグループの周辺道路の整備やビッグループの造成が完了し、この三角形の土地の部分が市街化区域として不要な土地となったことから、市街化調整区域に編入するものです。

8ページを御覧ください。鵜飼御庭田地区になります。こちらは滝沢総合公園の南側、滝沢総合公園に接する道路で、下鵜飼御庭田線という都市計画道路です。平成29年度に

市道が整備されたため、整備済みの道路に合わせて市街化区域及び市街化調整区域の微修正を行うものです。赤枠が市街化区域に編入する部分で面積が0.15ha、黒枠が市街化調整区域に編入する部分で面積が0.08haです。

続いて先ほどの盛岡広域都市計画区域マスタープランと併せて、スケジュールについて説明します。スケジュールの1ページです。この上段の部分が岩手県決定の、①都市計画区域マスタープランの変更、②区域区分の変更になります。素案の縦覧が8月6日から始まっており、本日矢巾町で説明会、明日は滝沢市で説明会、明後日27日は盛岡市で説明会を開催する予定です。また本日の審議会で意見回答案について議案審議していただくこととなっています。説明会の後、9月15日には公聴会を開催し案を決定します。案を決定した時点で県から市町村へ意見の聴収があります。その後12月に法定手続に基づく縦覧を行い、1月には国土利用計画審議会という県の諮問機関を経て、2月に岩手県の都市計画審議会に諮られ、令和4年3月に両変更について都市計画決定・変更告示がなされる予定です。

以上(1)、(2)について説明を終わります。

## 会 長

ありがとうございました。

事務局からの説明について、御質問、御意見はありますか。

## 委 員

資料3の4ページですが、鶉飼Ⅱ地区を市街化区域に編入13.2haとありますが、昨今の局地的豪雨などで大雨洪水被害が各地で発生していますが、このくらいの開発を行うことによる流出増対策はどのように考えているのでしょうか。民間開発ではありますが、市としてはどのように考えているのか教えてください。

## 事務局員

治水対策としては、流末になる諸葛川の管理者である岩手県と最終的に流出する雫石川の管理者である国土交通省と協議をしています。基本的には今回の開発により流出、雨水量が多く出ることになるため、開発区域内に調整池を設置し、流出量を今と同じ量に抑えて、下流側の流末に影響がないように処理をする予定です。

## 委 員

鶉飼Ⅱ地区について、農地の転用が伴うと思いますが、東北農政局、岩手県など関係機関との調整の結果や経緯を教えてください。

## 事務局員

農業調整については、滝沢市だけでなく盛岡市と矢巾町の案件もあり、盛岡広域全体の調整のため時間を要し、約2年かかりましたが、令和3年3月に東北農政局との事前調整が済んだところです。

委員

盛岡環状線は中心拠点関係ができることによって、北から南の方へ向かう大型車両のルートが変わる可能性があります。また、滝沢ニュータウン北口の信号機と中心拠点の新しく付設しようとする道路の区間が短く、信号も付設されると、それにあたって左折レーンや幅員等が必要だと考えています。その辺の考え方を教えてください。

事務局員

中心拠点の開発と同時に交通量が増えることが予想されます。これについては、新たに計画している道路を含めて、すべての交通量の将来の見通し、混雑度等を算定し、道路管理者である岩手県に協議して、了解をいただいております。

盛岡環状線については、商業地に入るところは、右折レーンがないと混雑するというところで、右折レーンが設置される予定です。

その他、盛岡環状線だけでなく、南側にある盛岡滝沢線にも影響するため、そちらの右折レーンの設置も含め、公安委員会と協議をして整備する予定です。

委員

南から北に向かう右折レーンについては分かりましたが、北方面から南方面に向かう道路について再度お願いします。

事務局員

北から南に向かい左折する場合については、交通量の解析により、左折レーンが必要となるほどの交通量はなく、直進レーンと左折レーンを共用で交通量のはけるという結果になったため、左折レーンの設置はしない予定です。

委員

共用となると、かなり渋滞するのではないのでしょうか。もう少し精査し、ある程度計画に入れることが必要になると思いますが、いかがでしょうか。

事務局員

左折がスムーズとなるように、隅切りの部分を広く取るなど道路設計で加味し、警察と協議して了解をいただいております。実際に入る店舗の種類や商業の用途によっても車の量が変わると思いますので、今後運用しながら対処するものとなります。

事務局員

補足いたします。左折について、解析により大型車両により混むという予想はないですが、商業地域に入る車による混雑は可能性があります。開発者とは、環状線沿いに左折で入れるところを何か所か設け、新たにできる交差点への負荷を減らすという考えで進めています。まずはそのような方法で開発地への流入について、今後業者との打合せの中で詰めて参ります。

## 委員

この大規模開発は民間による開発ですが、民間に丸投げした形で、この中心拠点コンセプトがうまくコントロールができるのかどうか。市側のコントロール調整の仕方について、どのように行おうとしているのかを一番心配しています。

## 事務局員

開発者から市へ「開発意向表明書及び誓約書」として、コンセプトについて理解し、そういう方向で我々は整備をしますというものを、予め文書をもって頂戴しています。民間での契約の中で、お店は決まっていくと考えておりますが、市の考え方についてはきちんと説明をして理解をいただいていると思っています。

また市では産業振興条例も制定をしており、こちらについても同様にお伝えしております。それらを理解していただいたうえで、今後協議して参りたいと考えています。

## 会長

その他、いかがでしょう。

質疑がなければ、(1)と(2)の事前説明を終わります。

それでは、(3)「区域区分の変更に伴う都市計画決定案件について」と、(4)「その他の都市計画決定案件について」、事務局から説明をお願いします。

## 事務局員

(3)と(4)については、滝沢市が都市計画決定する案件であり、来年の1月か2月に予定している本審議会にお諮りするものです。事前に委員の皆様にご内容を知っていただきたいことから本日説明いたします。

資料4を御覧ください。鶴飼Ⅱ地区については、区域区分の変更に伴い、用途地域の変更、特別用途地区の決定、下水道の変更を行うものです。3ページを御覧ください。区域区分の変更による市街化区域編入に合わせて、新たに用途指定をするもの、さらに現況地形地物である道路との整合を図るために一部を変更するものです。①について、盛岡広域都市計画区域マスタープランにおいて当地区は、地域における商業サービスの提供に重要な役割を果たす地区として、商業拠点に位置付けられています。よって、商業その他の業務の利便を推進する地域形成を図るために、面積13.0haについて、現在用途指定がないところから近隣商業地域、建蔽率80%、容積率200%を指定するものです。また、②、③については、もともと水路用地だったものですが、現在ビッグループの横に道路ができているため、この道路に境界を合わせる形で、②についてはビッグループと合わせた第二種住居地域から近隣商業地域、③については用途地域無指定から第二種住居地域に編入するという微修正を行います。また④については、①の市街化区域を商業地に編入するために、地形地物に併せて新たに編入するもので、隣接する黄色の第一種住居地域に合わせて指定します。建蔽率、容積率は各々表示されている内容となります。

4ページの航空写真を御覧ください。地域地区の特別用途地区については、滝沢市では初めて指定するものになります。特別用途地区は、用途地域内において当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るために当該用途地域

の指定を補完して定める地区となっています。今回用途地域内において、中心拠点地域コンセプトにふさわしい土地利用の増進を図るために、用途地域に指定した近隣商業地域13.0haのうち、写真に青色で記載している既存宅地を除いた12.8haの区域を特別用途地区として指定するものです。また、特別用途地区の名称案は「中心拠点商業地区」にしたいと思っています。この特別用途地区の中においては、建築基準法の規定で、その地区の指定の目的のために、建築するものの制限、禁止に関して必要な規定を条例で定めることができることから、中心拠点地域コンセプトにふさわしくない用途の建築物の建築を制限するために、併せて「滝沢市特別用途地区建築制限条例」を制定して、建築基準法の用途制限の強化を図る予定です。

2ページの都市施設（下水道）の変更について、下水道は生活環境の改善、水質の保全、浸水の防除等、都市活動を支えるうえで不可欠な施設であり、都市計画法によって少なくとも市街化区域内については、都市施設として下水道の排水区域を定めることになっています。本市では、排水区域を市街化区域全域とイコールとしているため、今回市街化区域に編入される区域区分の変更に伴って、市街化編入される区域を下水道の区域と指定するものです。

資料5を御覧ください。土沢地区について、区域区分の変更に伴い、用途地域、地区計画、下水道の変更をするものです。2ページを御覧ください。区域区分の変更において、市街化区域に0.03haが編入されることに伴い、この0.03haについて、用途地域無指定から隣接する準工業地域に新たに指定して、建蔽率60%、容積率を200%に変更するものです。

3ページについて、当該地区は、土沢地区の地区計画を定めています。

この地区計画では、建築物と地区施設を計画的に誘導し、住宅と工場、商業系施設の調和を図るために、地区整備計画として周辺環境に影響がある娯楽施設等の建築物の用途の制限と、地区施設、道路を定めています。

今回、市街化区域の編入に伴い、地区計画の区域を市街化区域のラインに合わせて変更します。4ページが地区計画の計画書ですが、変更面積が0.03haと小さいことから計画書の中身に変更はありません。

続いてこの地区も下水道の変更がありますが、先ほどと同じように市街化区域とイコールで下水道区域を設定していますので、こちらも変更の対象になります。

資料6を御覧ください。下鶴飼地区についても、区域区分の変更に伴い、用途地域、地区計画、下水道の変更となります。2ページを御覧ください。ビッグルーフの南側については、市街化区域から市街化調整区域に逆編入されるため、この0.03haについて、従前の第二種住居地域から用途地域無指定に変更するものです。

3ページを御覧ください。当該地区は、鶴飼地区地区計画を定めております。こちらの地区は、市の都市計画マスタープランにおいて、滝沢市の顔となる賑わいや活気ある中心交流拠点として整備を進めていくということとしており、地区整備計画として公共公益施設の立地を図るための建築物の用途の制限を定めています。

今回市街化区域のラインに併せて、地区計画の区域のラインを変更します。北側の点線

で囲っている部分については、道路の位置に合わせて変更するものです。また、旧の図の網かけの部分を地区整備計画の区域と指定していましたが、北側にある住宅2棟がビッグループの造成に伴って移転してなくなり、ビッグループの土地となったため、全域を地区整備計画の区域に変更するものです。

4ページが地区計画の計画書になります。鶉飼地区の地区計画については、地区整備計画区域の面積が、住宅が張り付いていた部分を除いた4.0haとなっていました。住宅がなくなりビッグループの敷地となったため、全域4.3haを整備計画の区域として変更し、その他、語句の微修正を行います。

続いて下水道の変更については、市街化調整区域に入る区域に関して、下水道の区域から除くという内容になります。

資料7を御覧ください。鶉飼御庭田地区についても、区域区分の変更に伴う、用途地域、地区計画、下水道の変更になります。2ページを御覧ください。今回区域区分の変更において、①は市街化調整区域に入るため、既存の第一種住居地域から無指定に指定する0.08ha、②は市街化区域に入るため、隣接する第一種住居地域に指定するものです。また、③は同じく市街化区域に新しく入る部分で、用途地域無指定から隣接する第一種中高層住居専用地域に指定します。建蔽率、容積率は各々表示されている内容となります。

3ページは地区計画の変更です。御庭田地区地区計画を定めており、この地区は、建築物と地区施設を計画的に誘導し、快適な居住環境と利便性の高い市街地の形成を図るために、地区整備計画として地区施設、道路を定めています。今回区域区分の変更において、市街化区域及び市街化調整区域に編入されることに伴い、地区計画の区域のラインを変更するものです。

4ページの計画書は、区域の微修正に伴い、面積が18.7haから18.8haに変更となります。また語句の微修正を行うものです。

下水道の変更については、今回新たに市街化区域に編入される区域は下水道の区域に入り、逆に市街化調整区域に編入される区域は、下水道の区域から除くこととなります。

資料8を御覧ください。牧野林地区ですが、現在市街化区域の中にあり、用途地域と地区計画の変更を行う地区です。

2ページの航空写真で、黄色の枠で囲んだ部分が対象区域で、岩手県交通滝沢営業所に隣接する部分です。現在は黄色い枠の北側には牧野林のローソンが建っており、黄色の枠の中の住宅はなくなり、未利用地になっています。この地区については、今般事業系の開発の意向があり、地権者の同意や公共施設管理者との協議が整い、開発の熟度が高まったことから開発計画に併せた用途地域に変更するものです。

3ページが、用途地域の変更の新旧対照表になります。本地区は、隣接市街地との住環境の調和を図り、良好な住環境形成を目指し、住みよい地域の形成を図るため、住居系用途地域を指定しています。この一部0.6haを、従前の第一種中高層住居専用地域から、隣接する第一種住居地域に変更し、建蔽率を60%、容積率を200%に変更します。

4ページを御覧ください。当該地区は、牧野林地区地区計画を定めております。本地区については、快適な住環境の保全と日常的な商業利便地域による市街化形成を図るため、

地区整備計画として地区施設、道路と公園を定めています。開発区域の中に、横の地区計画道路が設定されていますが、この道路約115mを一部廃止し、開発計画と合わせた計画とするために変更するものです。

5ページが地区計画の計画書になります。こちらの地区整備計画の区画道路、道路幅員6mの道路延長が8,610mあるところを、先程の115m部分を減し、8,495mに変更するものです。

続きまして（3）、（4）の今後の変更スケジュールについて御説明します。

滝沢市決定部分の上段については、用途地域の変更、特別用途地区の変更、都市施設下水道の変更の内容になっています。今回市役所前に近隣商業地域を設定するため、県の事務処理要領に基づき、盛岡市、矢巾町、八幡平市、雫石町、県の関係機関と広域調整を行わなければならないことになっています。9月3日の説明会については、コロナ禍のため中止とし書面協議になりましたが、御意見をいただいたうえで素案を確定することになります。その素案については、9月24日から縦覧を行い、その間に説明会をし、公述意見を募集して、意見があれば公聴会を10月29日に開くことになります。その後、案を確定し、12月には法定手続きである案縦覧を12月10日から2週間行います。この間に説明会、意見書も受け付けることとなります。この案縦覧、意見の有無等を受け、1月か2月に開催いたします本審議会でお諮りし、議決をいただければ、その後2月に知事協議をして、区域区分と同日に都市計画決定・変更告示を行う予定です。

続いて下の段が地区計画の変更ですが、地区計画の場合は手続条例があり、行程が少し異なるために分けて記載しています。地区計画については、10月15日から原案縦覧を2週間し、意見を募集した後、案を確定して、その後は上段のスケジュールと同じ形で進めていきます。この案件についても、1月か2月に予定しています市の都市計画審議会でお諮りする予定です。こちらも同じく告示は区域区分と同日になっています。

以上（3）、（4）について説明を終わります。

## 会 長

ありがとうございました。

事務局からの説明について、御質問、御意見はありますか。

## 委 員

牧野林地区は何か開発予定があるからこのように変更しているのでしょうか。ここは住居地域であり、普通だと道路の沿線に沿って商業系であったり、第一住専だったりを配置していくはずなので、変更の目的がはっきりしているのかを確認したいです。

## 事務局員

牧野林地区については、住宅開発がずっと行われないうち未利用地になっており、今回店舗がくる予定ということで御相談がありました。地権者の同意も得ていることから、用途地域については、現行の第一種中高層住居専用地域ですとその店舗の規模が建てられないため、今般沿道に併せた第一種住居地域に設定し、第一種中高層住居専用地域よりも、少し

大きな施設ができる状況に変更する内容になっております。

委員

この変更内容について、少し便宜をはかりすぎたというように取られないのかなと思っています。

会長

用途によって建てられるものが決まっており、今回の案だと商業系ではなく、同じ住居系への用途変更なので、民間が何かを開発しようとした時においては、建物が制限されることとなります。

委員

乱開発に繋がらないかということですね。あくまで都市計画というのは、第一種低層住居専用地域とするのであれば、それを目的として土地を使うわけですし、商業地であれば商業地として土地を使うものですが、あえてこの住居地域を、商業地だったり、第二種だつたりに変えるというのは、本来の都市計画の目的としてずれる可能性がないかということころを少し懸念しています。

会長

今回は開発の目的がありますが、その辺の疑念が持たれないように確認されているのかなと思いますが、その辺りいかがでしょうか。

事務局員

そちらについては確認しており、周辺の方に開発者から説明もしております。またこの地区の間には緩衝地域として道路が入るようになっています。用途地域についても、第一種中高層ですと店舗が小さいものしかできないということがあり、今回第一種住居専用地域としていますが、先ほど宇佐美会長からもお話がありましたとおり、商業系ではなく住居系用途ですので、問題ないと考えています。

会長

他いかがでしょうか。

それでは、(3)と(4)を終わります。

ここで換気のために5分ほど休憩を取ります。15時45分から再開します。

<休憩5分>

会長

休憩前に引き続き会議を再開します。

次第6の(5)「盛岡広域都市計画都市施設(道路)の変更について」、事務局から説明をお願いします。

## 事務局員

資料9を御覧ください。まず資料の修正があります。資料9の1ページ、1、都市計画変更の概要の1行目、「安心で安心な市民生活」とありますが「安全で安心な市民生活」の間違いです。修正をお願いします。

今回滝沢市内に関する都市計画道路の変更内容は大きく2つです。まず1つ目は、(1)都市計画道路南仙北滝沢線の一部廃止と接続路線の変更です。資料の3ページを御覧ください。右側の図で、①の黄色と赤色の路線が南仙北滝沢線で、起点は国道4号線との接続部分、終点が鶴飼小学校の先までの路線となります。南仙北滝沢線は、昭和49年に岩手県により都市計画決定された路線であり、新市街地の骨格を形成し、環状道路を補完する幹線街路として決定された路線です。本路線は、当初決定以来長期にわたり事業未着手であり、土地利用制限の長期化を避けるため、平成26年度に岩手県が策定した、盛岡広域都市圏道路網基本計画の中で、周辺道路で機能が代替可能な路線として今回一部廃止する路線に指定されています。

5ページを御覧ください。こちらは盛岡広域都市圏道路網基本計画の抜粋です。赤色が新たに道路網に位置付ける路線で、青色の部分に一部南仙北滝沢線が入っていますが、代替道路があるため一部廃止することで計画に位置付けられています。これに基づき、南仙北滝沢線の一部を廃止するものです。

3ページの左側の表になります。今回変更する路線が①、②、③、④になります。①については南仙北滝沢線の一部廃止する部分を黄色で記載しております。残りの起点までの区間は、残す区間として、2,020mを路線名と併せて変更するものになっています。上の黄色の部分が変更前、下の赤字部分が変更後になっています。②、③、④については、南仙北滝沢線と接続する道路、もしくは交差する道路になっていますが、南仙北滝沢線の一部を廃止することによって変更が伴うものです。②は太田橋雫石線で交差点がなくなるため延長の変更、上堂鶴飼線と下鶴飼御庭田線についても、南仙北滝沢線がなくなるために交差点がなくなり、延長の微修正が伴うものです。以上が県決定分の県道国道の変更になります。

4ページを御覧ください。同じく南仙北滝沢線に接続する市道分の変更です。図の緑色の点線が南仙北滝沢線です。①は安倍館大沢線で、南仙北滝沢線がなくなることによって、既存の代替路線までの延長を減するものです。②の新道篠木線についても、同じく既存の道路までの延長を減するものです。③の大釜中央線についても、既存の盛岡環状線までの延長を減するものです。こちら3路線については市決定分になります。

続いて、大きい変更の2つ目になります。(2)都市計画道路藤沢永井線の新規都市計画決定に伴う接続路線の変更です。こちらは国道4号盛岡南道路、藤沢永井線に係る変更になりますが、藤沢永井線については、盛岡広域都市圏の骨格を担う道路であり、医大関連のアクセス強化を目的として、矢巾町の藤沢地区から盛岡市の永井地区まで、新たに都市計画決定される路線です。この起点部が、現国道4号、都市計画道路では矢巾滝沢線になりますが、この路線と接続し変更となるため、今回変更の案件となっています。

詳細については7ページを御覧ください。上側が国道46号で盛岡中央卸売市場、盛岡南公園の辺りになります。藤沢永井線は、この間をすり抜けるような形で矢巾スマートI

Cの方に行き、岩手県消防学校、矢巾東小学校がある道路から国道4号線にぶつかるあたり、こちらに接続するものです。起点部の詳細については8ページになります。この水色のラインが、新たに都市決定される藤沢永井線、国道4号盛岡南道路になりますが、これが現国道4号に信号無しの立体交差で接続されるという計画で、優先道路が現国道4号からこちらの藤沢永井線に変わるため、今回変更が伴うものです。

続いて道路変更のスケジュールになります。スケジュール表の2ページを御覧ください。上段に岩手県決定分、下段に市決定分とございます。ここで一つ語句の追加をお願いします。岩手県決定分に4路線ありますが、「3・4・25の矢巾滝沢線」が抜けておりました。追記をお願いします。岩手県決定分は5路線を変更する予定です。

こちらの変更日程については、区域区分、都市計画区域マスタープランの変更と同じような行程で進んでいます。ただし、国の道路整備の事業認可の関係で、2月までに都市計画決定して欲しいということですので、区域区分は3月に決定しますが、都市計画道路は2月に決定することで進めています。滝沢市決定分については、南仙北滝沢線の廃止に伴う3路線の変更で、こちらも岩手県決定と同じスケジュールで進めます。こちらは1月か2月の都市計画審議会でお諮りし、告示は県決定と同じ2月18日を予定しています。

以上で(5)の説明を終わります。

## 会 長

ありがとうございました。

事務局からの説明について、御質問、御意見はありますか。

<質疑なし>

よろしいでしょうか。以上で次第6の事前説明を終わります。

## (7) 議案審議

### ■議案第1号 盛岡広域都市計画地区計画（菓子駅地区）の変更案について

## 会 長

次第7、議案審議に入ります。

まず、議案第1号「盛岡広域都市計画地区計画（菓子駅地区）の変更案について」事務局より説明をお願いします。

## 事務局員

議案第1号について、資料10を御覧ください。

菓子駅地区地区計画の変更になります。当該地区につきましては、菓子駅を核とした交通結節点としてふさわしい快適で魅力ある市街地形成を図るために、第一種住居地域の用途地域に駅前拠点地区と住宅地区の2種類の地区を設定して、地区施設として道路、公園及び公共空地を配置しています。今般当該地区の一部について、社会福祉法人滝沢市保育協会から、菓子保育園立地に係る開発の意向があり、地権者との同意や公共施設管理者との協議が進んだことから、開発計画と合わせた地区計画に変更するものです。

2 ページを御覧ください。保育園の移転について、現在の保育園は41年経過して老朽化しており、また定員90人に対して毎年100人以上の申し込みがあるため、待機児童の解消等を含めて、近隣へ移転をしたいという要望がありました。

3 ページの図で青い枠で囲んであるところが現在の保育園です。地権者の同意が得られた地区として、菓子駅前の赤い斜線で囲んである場所に移転するものです。

4 ページが地区計画の変更の内容です。ピンクの枠で囲んだ場所が菓子保育園の移転予定地です。こちらの地区には、地区計画道路が入っており、ここに道路があると菓子保育園の開発にあたって、この道路を作らなければならず、保育園が建てられないことから保育園の開発計画に合わせて地区道路を一部廃止するものです。また、こちらの青い点で塗られた部分については、駅前拠点地区として、商業・業務施設を立地誘導する土地利用を図るとともに、新駅及び地区拠点として必要な公共公益施設の整備を行うと計画にしていますので、今回の菓子保育園移転区域については、駅前拠点区域に含めるものとしています。

5 ページが菓子駅地区地区計画の計画書になります。6m道路は190m減の2,190m、4m道路は30m減の210mに変更となります。また、駅前拠点地区と住宅地区の面積についても変更になっています。

1 ページを御覧ください。2、都市計画変更の案に対する意見についてですが、こちら都市計画法の規定に基づき、令和3年6月23日に告示し、都市計画の変更の縦覧を2週間行いました。そして、同じく都市計画法に基づき、意見書を提出することができますが、意見書の提出はありませんでした。

3、都市計画変更の経緯の概要のところ、これまでの経緯と今後のスケジュールについて御説明します。令和3年3月30日に手続条例に基づく変更原案の説明会を行い、参加者1名でした。続いて、令和3年3月30日から4月まで手続条例に基づく原案の縦覧を行い、意見書の受付を行いましたが、両方ともありませんでした。変更案の縦覧の公告と意見書の受付を令和3年6月23日から行い、縦覧者は5名、意見書の提出はありませんでした。同じく説明会を6月に行いましたが、参加者はいませんでした。そして本日本審議に諮問するものです。今後、令和3年9月に県知事協議を経て、協議が整い次第、変更告示を行い、菓子保育園の移転の開発に移るという流れになります。

以上で説明を終わります。御審議の程よろしく申し上げます。

## 会 長

ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見はありますでしょうか。

## 委 員

今までの菓子保育園の跡地の用途はどうなりますか。

## 事務局員

既存の部分に関しては、第一種中高層住居専用地域になっており、今回移転した場合には、ここは市の土地になっておりますので、児童福祉課の方で今後の利活用について考え

る予定になっております。

委 員

市の土地ではあると思うのですが、市の方へ返還を受けるものになるのでしょうか。そしてその後の利活用については、所管課の児童福祉課で考えているということでしょうか。

事務局員

政策的なところは児童福祉課が管轄になりますので、詳しくは申し上げられませんが、今後利活用については検討していく予定と聞いております。

事務局員

補足いたします。現在の保育園の用途等については、我々都市政策課としては協議を受けているものはございません。

移転後の土地利用等については、児童福祉課の方で計画がなされるものと理解しています。本日の会議については、移転先の用途の変更についてお願いしたいと思います。

会 長

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

他に質疑等が無ければ、議案第1号「盛岡広域都市計画地区計画（巣子駅地区）の変更案について」、「異存なし」という答申をしてよろしいでしょうか。

委 員

<異議なし>

会 長

ありがとうございます。

続いて、議案第2号「盛岡広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に対する市の意見について」事務局より説明をお願いします。

**■議案第2号 盛岡広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に対する市の意見について**

事務局員

議案第2号について、資料11の1ページを御覧ください。都市計画変更の概要については、事前説明の資料2で、盛岡広域都市計画区域マスタープランの変更について説明していますので割愛します。2、都市計画変更案に対する市の意見については、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都道府県が都市計画を変更する場合、関係市町村の意見を聴くものとなっていることから、今後、岩手県から本市に意見照会がある予定です。よって本市の意見を下記のとおり回答するものです。意見回答については「異存なし」としたいと思います。御審議の程よろしくお願

ます。

会 長

ありがとうございます。回答案については「異存なし」ということですが、御質問、御意見等ありますでしょうか。

委 員

<質疑なし>

会 長

それでは、議案第2号「盛岡広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に対する市の意見について」、「異存なし」との答申をしてよろしいでしょうか。

委 員

<異議なし>

会 長

ありがとうございます。

続いて、議案第3号「盛岡広域都市計画区域区分の変更案に対する市の意見について」、事務局より説明をお願いします。

### ■議案第3号 盛岡広域都市計画区域区分の変更案に対する市の意見について

事務局員

議案第3号について、資料11の2ページを御覧ください。都市計画変更の概要については、先ほど資料3で区域区分、市街化区域及び市街化調整区域の変更について説明していますので割愛します。2、都市計画変更案に対する市の意見については、こちらも都市計画法の規定に基づき、岩手県から今後本市に意見照会がある予定であることから、本市の意見を下記のとおり回答するものです。意見回答案としては、「異存なし」と回答したいと思います。御審議の程よろしくをお願いします。

会 長

ありがとうございます。回答案として、「異存なし」としてありますが、御質問、御意見ありますでしょうか。

委 員

<異議なし>

会 長

ありがとうございます。では、「異存なし」と答申します。

最後、議案第4号「盛岡広域都市計画都市施設（道路）の変更案に対する市の意見につ

いて」、事務局より説明をお願いします。

**■議案第4号 盛岡広域都市計画都市施設（道路）の変更案に対する市の意見について**  
**事務局員**

議案第4号について、同じく資料11の3ページを御覧ください。都市計画変更の概要については、資料9で説明していますので割愛します。今回の市の意見については、岩手県が決定する都市計画変更分になります。（1）南仙北滝沢線の一部廃止と、それに伴う変更については、標記の計4路線、（2）藤沢永井線の新規都市計画決定に伴う変更は、現国道4号の矢巾滝沢線の変更になります。2、都市計画変更案に対する市の意見ですが、同じく都市計画法に基づき、県から意見照会がある予定です。市の意見としては、「異存なし」と回答したいと思っております。以上を御審議の程よろしくをお願いします。

**会 長**

ありがとうございます。県決定分に対して、意見回答を「異存なし」としてありますが、御質問、御意見はありますでしょうか。

**委 員**

<異議なし>

**会 長**

ありがとうございます。では「異存なし」と答申します。

皆さんの御協力をおもちまして、スムーズな進行ができました。活発な議論をいただきありがとうございます。司会を事務局にお返しします。

（8）その他

**事務局員**

会長、議事進行ありがとうございました。

次第の8、その他、何かありますでしょうか。

ないようですので、その他を終わります。

（9）閉会

**事務局員**

以上で第11回滝沢市都市計画審議会を閉会します。

長時間にわたりありがとうございました。